

静岡県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、肝炎患者等支援対策事業実施要綱(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」別添4)事業内容(6)、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」(平成28年厚生労働省告示第278号)第5(2)イ及び「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」(平成29年4月25日付け健発0425第4号厚生労働省健康局長通知)に基づき、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性等(以下「肝炎患者等」という。)が個々の病態に応じて適切な肝炎医療や支援を受けられるように静岡県肝炎医療コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を養成し、支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防する等、肝炎対策を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「陽性者」とは、B型又はC型肝炎ウイルス検査により、「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者をいう。
- (2) 「静岡県肝疾患診療連携拠点病院」とは、「静岡県肝疾患診療連携拠点病院の選定に関する要綱」及び「静岡県肝疾患診療連携拠点病院事業運営要領」に基づき、知事が指定した医療機関をいう。
- (3) 「肝疾患相談・支援センター」とは、「静岡県肝疾患診療連携拠点病院の選定に関する要綱」及び「静岡県肝疾患診療連携拠点病院事業運営要領」に基づき、静岡県肝疾患診療連携拠点病院において設置、運営するセンターをいう。
- (4) 「地域肝疾患診療連携拠点病院」とは、「静岡県の肝疾患医療体制における地域肝疾患診療連携拠点病院に関する要綱」及び「地域肝疾患診療連携拠点病院選定要領」に基づき、知事が指定した医療機関をいう。
- (5) 「静岡県肝疾患かかりつけ医」とは、「静岡県肝疾患かかりつけ医の登録に関する要綱」に基づき、知事が登録したかかりつけ医師をいう。
- (6) 「肝炎治療特別促進事業」とは、「静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱」に基づく事業をいう。
- (7) 「肝炎ウイルス検査陽性等重症化予防推進事業」とは、「静岡県肝炎ウイルス検査陽性等重症化予防推進事業実施要領」に基づく事業をいう。

(基本的な役割)

第3 コーディネーターは、第6第1項の規定による認定を受け、所属や職種等に応じて、肝炎患者等が個々の病態に応じて適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他職域等の関係者間の橋渡しを行い、感染の「予防」、肝炎ウイルス検査の「受検」、肝炎ウイルス検査陽性者の早期の「受診」、肝炎患者の継続的な「受療」を促進し、「フォローアップ」が円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。

2 コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第4 コーディネーターの主な活動内容は、コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 静岡県肝疾患診療連携拠点病院(以下「県拠点病院」という。)、地域肝疾患診療連携拠点病院(以下「地域拠点病院」という。)、静岡県肝疾患かかりつけ医(以下「肝疾患かかりつけ医」という。)、その他の医療機関及び検診機関
 - ア 肝炎医療に係る情報、知識等の説明
 - イ 肝炎ウイルス検査の受検案内
 - ウ 肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨等フォローアップの実施
 - エ 県拠点病院、静岡県肝疾患相談・支援センター(以下「肝疾患相談・支援センター」という。)、地域拠点病院及び肝疾患かかりつけ医の紹介
 - オ 抗ウイルス療法終了後も含めた定期的な継続受診の重要性に関する説明
 - カ 肝炎患者等やその家族への生活面の助言、服薬や栄養に関する指導
 - キ 肝炎治療特別促進事業、肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業等の制度に関する説明及び行政窓口の案内
 - ク 肝炎訴訟に関する窓口の案内
 - ケ 県拠点病院及び保健所等が開催する患者交流会やサロン等への参加
 - コ 自院内関係者と肝炎に関する連携した取組(院内における肝臓専門科への紹介システムの構築、電子カルテシステム等を利用したHBV再活性化予防に対する取組等)
 - サ アからコまでのほか、第3に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
 - シ 肝疾患相談・支援センターに所属するコーディネーターは、「専任コーディネーター」として、必要に応じて、県内のコーディネーターの相談を受け、活動を支援する。
- (2) 保健所及び市町の肝炎対策等担当部署
 - ア 肝炎に係る基本的知識等の説明
 - イ B型肝炎ワクチンの定期接種の説明、感染予防に関する普及啓発
 - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨、肝炎ウイルス検査が受けられる保健所及び医療機関の案内
 - エ 肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨等フォローアップの実施
 - オ 県拠点病院、肝疾患相談・支援センター、地域拠点病院及び肝疾患かかりつけ医の案内
 - カ 肝炎治療特別促進事業、肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業等の制度に関する説明及び案内
 - キ 肝炎訴訟に関する窓口の案内
 - ク アからキまでのほか、第3に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) 民間企業、医療保険者等の職域機関
 - ア 事業主、人事管理部門及び従業員等に対する肝炎に係る基本的知識等の説明
 - イ 肝炎ウイルス検査の受検案内
 - ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための助言や職場環境の整備
 - エ 県拠点病院、肝疾患相談・支援センター、地域拠点病院及び肝疾患かかりつけ医の案内
 - オ 肝炎治療特別促進事業、肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業等の制度に関する説明及び行政窓口の案内
 - カ アからオまでのほか、第3に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (4) 薬局
 - ア 肝炎医療に係る情報、知識等の説明
 - イ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨、肝炎ウイルス検査が受けられる保健所及び医療機関の案内
 - ウ 肝炎患者等やその家族に対する服薬に関する指導
 - エ 県拠点病院、肝疾患相談・支援センター、地域拠点病院及び肝疾患かかりつけ医の案内
 - オ 肝炎治療特別促進事業、肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業等の制度に関する説明

及び行政窓口の案内

カ アからオまでのほか、第3に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(5) かんゆう会

ア 肝炎ウイルス検査の受検勧奨、肝炎ウイルス検査が受けられる保健所及び医療機関の案内

イ 県拠点病院、肝疾患相談・支援センター、地域拠点病院及び肝疾患かかりつけ医の案内

ウ 肝炎治療特別促進事業、肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業等の制度に関する案内

エ 肝炎訴訟に関する窓口の案内

オ 県拠点病院及び保健所等が開催する患者交流会やサロン等への参加

カ アからオまでのほか、第3に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第5 コーディネーターは、県拠点病院、地域拠点病院、肝疾患かかりつけ医、その他の医療機関及び検診機関、保健所及び市町の肝炎対策等担当部署、民間の企業、医療保険者等の職域機関、薬局、かんゆう会等の患者団体に配置するものとする。

2 県は、県内の全ての県拠点病院、地域拠点病院並びに保健所及び市町の肝炎対策担当部署にコーディネーターが1人以上配置されるように、これらの機関の協力を得て、第6の規定によるコーディネーターの養成及び認定を行うものとする。

3 県は、コーディネーターが配置されている医療機関、行政機関等の名簿を作成し、公表するものとする。

(養成及び認定)

第6 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして認定するものとする。

(1) 医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、栄養士及び医療ソーシャルワーカー等の医療機関職員、保健師、栄養士及び事務等の保健所又は市町で肝炎、母子感染予防、予防接種等を担当する者、産業医及び保健師等の企業又は団体に健康管理を担当する者、かんゆう会等の患者団体に所属する者

(2) 県が実施する養成研修を受講した者

2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) コーディネーターに期待される役割

(2) 県の肝炎対策

(3) B型及びC型肝炎の診断と治療

(4) 肝硬変の診断と治療

(5) 肝がんの診断と治療

(6) 脂肪肝、非アルコール性脂肪肝炎(NASH)等の診断と治療

(7) 患者団体の活動

(8) (1)から(7)までのほか、第3に規定する基本的な役割を果たすために必要な内容

3 知事は、第6第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときには、当該コーディネーターからの静岡県肝炎医療コーディネーター名簿の登録に係る申請書(様式第1号)による申請により、認定証(様式第2号)及び認定バッジを交付し、コーディネーター名簿に登録を行うものとする。

なお、当該コーディネーターは、登録事項に変更が生じた場合、速やかに静岡県肝炎医療コーディネーター名簿の登録事項変更届(様式第1号の2)により、知事に報告しなければならない。

4 知事は、コーディネーターが認定証等を亡失し又はき損し、再交付を希望する場合には、静岡県肝炎医療コーディネーター認定証交付証明書等交付申請書(様式第3号)による申請により、認定した事実を確認の上、認定証交付証明書(様式第4号)等を交付するものとする。なお、認定証のき損により証明を交付する際には、き損した認定証を回収の上で廃棄するものとする。

5 知事は、コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、第3項に規定するコーディネーター名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、第3項に規定する認定証及び認定バッジを返納しなければならない。

- (1) 静岡県肝炎医療コーディネーター名簿の登録に係る辞退書(様式第6号)により、コーディネーター本人から認定取消の申し出があったとき
- (2) 第7第4項に規定する登録更新研修の受講がなされていないとき
- (3) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき

(技能向上及び活動支援)

第7 県は、登録更新研修の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

2 知事は、コーディネーターが配置されている機関に対し、静岡県肝炎医療コーディネーター活動報告書(様式第5号)により、その活動状況の報告を求めることができるものとする。

3 県は、コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関等のリストを、県や県拠点病院のホームページに掲載する等、周知を図るものとする。

4 第6第3項の規定により登録されているコーディネーターは、登録更新研修を3年度に1回は受講するものとする。

(守秘義務)

第8 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、第6第5項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、従前の「地域肝炎治療支援者(コーディネーター)養成研修」を受講し修了証書の交付を受けている者は、この要領の相当規定により行われた研修とみなし、認定を行った者とみなす。

附 則

- 1 この改正は、令和3年度分から施行する。
- 2 この改正の適用の際現に改正前の様式により提出されている申請書等は、改正後の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この改正の適用の際現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。